

2024年問題で求められる課題

～ドライバーの労働時間管理と

長時間労働の是正～

ムロタ社会保険労務士事務所

改正法
2019春
スタート!

応援します!

あなたの会社の 働き方改革!

働き方のチェンジは
業績UPの
チャンスですよ!

＜厚生労働省＞文部科学
松本 寛太郎氏

ご存知
ですか!?

2019年より順次、改正法が適用されます!

NEW RULE
1 時間外労働の
上限規制

月45時間
年360時間

2019年4月1日より施行
※中・小企業は2020年4月1日より

NEW RULE
2 年次有給休暇の
時季指定

毎年5日

2019年4月1日より施行

NEW RULE
3 同一労働
同一賃金

正規と非正規の不合理な
待遇差を禁止

2020年4月1日より施行
※中・小企業は2020年4月1日より施行
※2021年4月1日より施行



詳しくは、「働き方改革」特設サイトへ
www.mhlw.go.jp/hatarakikata/

働き方改革 厚労省 検索



働き方改革

～ 一億総活躍社会の実現に向けて ～

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じます。

働き方改革全体の推進

ポイント

I

労働時間法制の見直し

P 3・4参照

働き過ぎを防ぐことで、働く方々の健康を守り、多様な「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、P7以降をご覧ください。

ポイント

II

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

P 5・6参照

同一企業内における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても「納得」できるようにします。

▶▶▶ より詳しくは、P17以降をご覧ください。



2024年に至る「働き方改革」に関する法律の改正

| 法令改正 | | 施行日 | | 罰 則 |
|-----------|---|---------------------------------|---------------------|-------------------------|
| | | 大企業 | 中小企業 | |
| 労働基準法 | 時間外労働の上限規制 【一般則】 年 720 時間の適用 (36 条) | 2019年4月1日 (平成31年) | 2020年4月1日 (令和2年) | 6か月以下の懲役又は 30万円以下の罰金 |
| | 【自動車運転業務】 年 960 時間の適用 (36 条) | 2024年4月1日 (令和6年) | | |
| | 月 60 時間超の時間外割増賃金率の引上 (25%→50%) の中小企業への適用 (37 条、138 条関係) | ※2010年4月1日 (平成22年) から 適用済 | 2023年4月1日 (令和5年) | |
| | 年 5 日の年次有給休暇の取得義務付け (39 条) | 2019年4月1日 (平成31年) | | 30万円 以下の罰金 |
| | 労働時間の適正把握義務付け (労働安全衛生法 66 条の 8 の 3) | 2019年4月1日 (平成31年) | | |
| | 産業医・産業保健機能の強化 (労働安全衛生法 13 条等) | 2019年4月1日 (平成31年) | | |
| | 勤務間インターバル制度の導入促進 (労働時間等設定改善法 2 条) | 2019年4月1日 (平成31年) | | |
| 同一労働・同一賃金 | パートタイム労働法・労働契約法 | 2020年4月1日 (令和2年) | 2021年4月1日 (令和3年) | |
| | 労働者派遣法 | 2020年4月1日 (令和2年) | | |

(注) 貨物自動車運送事業の「中小企業」の規模は、資本金の額若しくは出資の総額 3 億円以下または常時使用する労働者数 300 人以下。

2024年問題とは時間外労働上限規制の 結果生じる物流における諸問題

- 働き方改革の中心は長時間労働の是正です。
- 特に、残業時間が実質無制限であることが、「過労死」「長時間労働の慢性化」の原因となっている、との議論を経て、「残業時間に上限を設定し、違反した場合には罰則を適用する」労働基準法改正が行われました。
- 運送業は「残業の上限規制」のみ、5年間猶予されて
きましたが、2024年4月1日から実施されます。

想定される具体的影響

1. 労働時間規制により総運送量、会社の売上げ、利益が減少

運送業界は「労働集約型産業」であり、ドライバーの時間外労働時間に上限が設けられることで、会社全体で行う業務量が減少し、結果的に売り上も減少。社屋、車庫や車両等に関わる固定費は大きく削減できず、利益も減少することから、会社経営への深刻な影響が憂慮されます。

2. ドライバーの収入減少とドライバー不足

ドライバーの大部分は、長時間労働による歩合給や時間外手当が給与額で多くの比重を占めますが、それらの大幅な減少の結果、現役ドライバーの退職や求人での応募者の減少でトラックと仕事はあるが運ぶドライバーがいない、という事態が想定されます。

3. 物流システムの縮小と崩壊による経済への影響

上限規制による運送量の減少や残業代削減に伴うドライバー不足により、荷物を運べないという深刻な事態になり、物流だけでなく経済全体が崩れる可能性があります。



- 2024年問題は2019年労働基準法改正が出発点

1. 残業時間の上限が年720時間に規制
2. 1か月毎も上限規制
3. 6か月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金
4. 運送、建築、医師等は5年間猶予

- ドライバー以外は適用の対象

事務職、倉庫作業、運行管理者、配車係

- 運行管理者・配車の解釈

運転者として契約をしても主として運行管理、配車の場合は適用される。

見直しの概要（残業時間の上限規制）

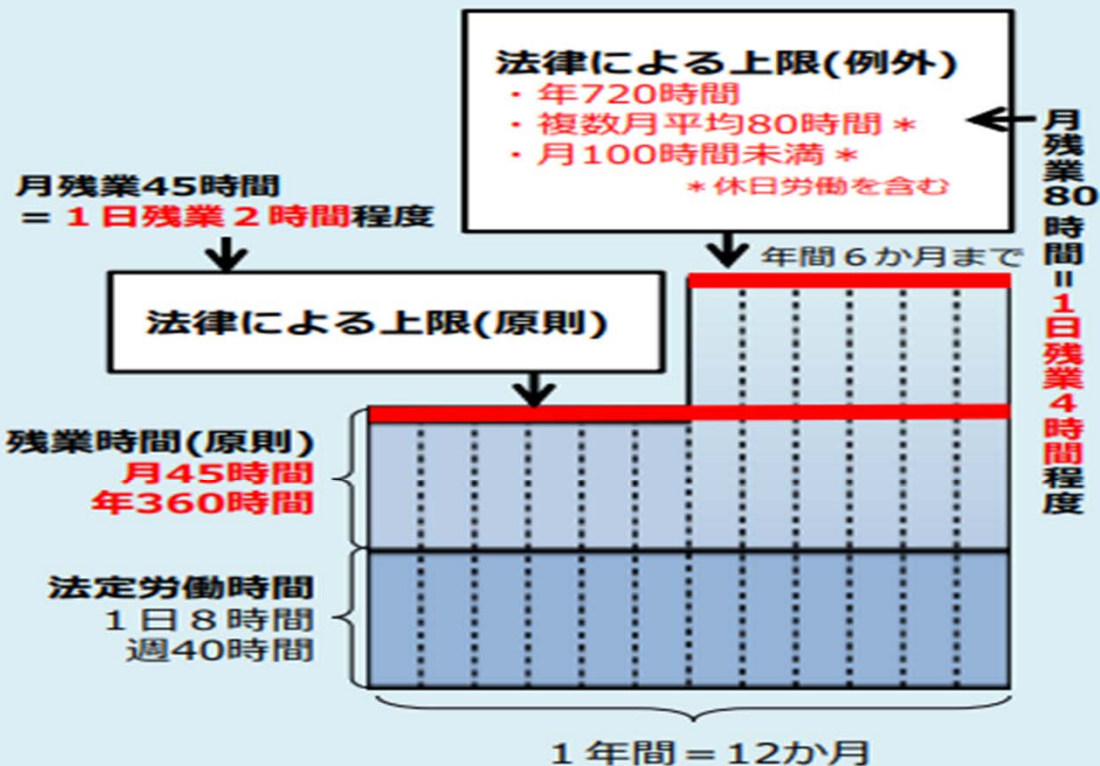
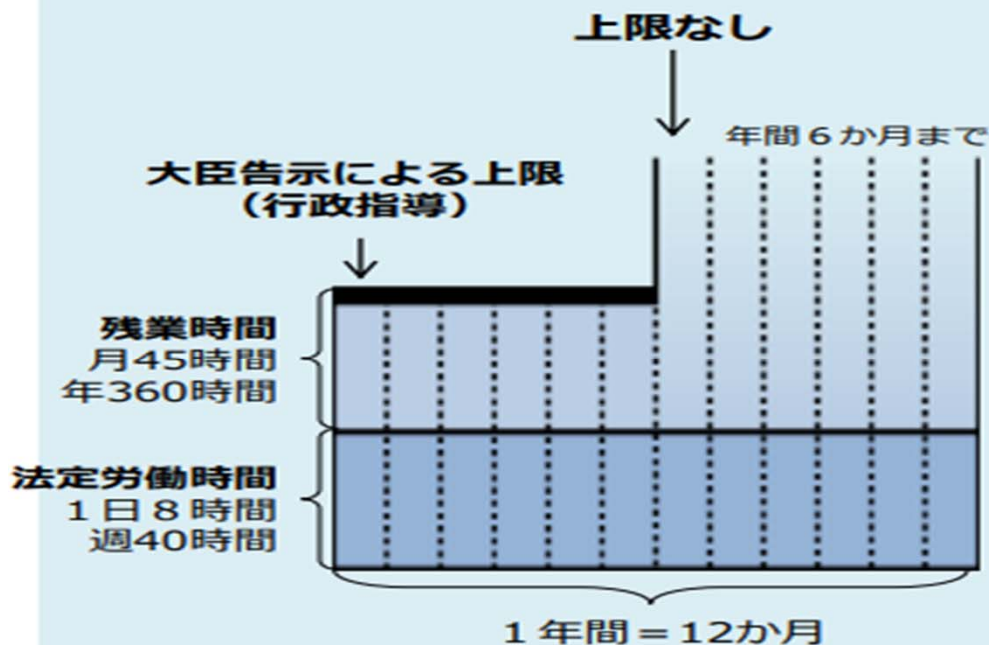
残業時間の上限を法律で規制することは、70年前（1947年）に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

（現在）

法律上は、残業時間の上限がありませんでした（行政指導のみ）。

（改正後）

法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。



自動車運転者は、時間外労働の限度時間が、一般則と同様月45時間、年360時間となりますが

5年後の2024年4月以降、特別協定を締結する場合、年間の時間外労働の上限が年960時間。

違反すると、6か月以下の懲役もしくは30万円以下の罰則。

ただし

- ・時間外労働が月100時間未満、月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」「6か月平均80時間以内」の規制も適用されません

現在 (改善基準告示)

3516時間

1176時間

2076時間

約200時間
削減

時間外労働時間

法定労働時間

休憩時間

来年4月以降

3300時間

960時間

2076時間

守れている
企業でも
2割近く
労働時間削減が
求められる

死亡事故から36協定違反・許可取り消しの行政処分に

関東西部に許可取り消し処分、運輸局が発表

関東運輸局は8日14時、関東西部運輸（千葉県野田市）に対し、4月22日付で貨物自動車運送事業の許可を取り消すと発表した。

1月17日と23日の2回にわたって行われた監査の結果、昨年7月18日に受けた30日間の事業停止処分で指摘された法令違反行為に「改善が認められなかった」として10点の違反点数が付され、累積違反点数が許可取り消し処分に相当する81点を2点上回ったことで、処分が決定した。

2014年7月15日、死亡事故



参議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年6月28日）

七、自動車運転業務の上限規制は年960時間という水準に設定されるが、現状において過労死や精神疾患などの健康被害が最も深刻であり、できるだけ早期に一般則に移行できるように、（中略）。

八、自動車運転業務については、過労死等の防止の観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の総拘束時間等の改善について、関係省庁と連携し、速やかに検討を開始すること。

衆議院厚生労働委員会附帯決議（平成30年5月25日）

二、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。

脳・心臓疾患の請求件数の多い業種

| | 業種(大分類) | 業種(中分類) | 請求件数 |
|---|-------------------|-----------------|---------------------------|
| 1 | 運輸業, 郵便業 | 道路貨物運送業 | 124 (3) < 39 (0) > |
| 2 | サービス業(他に分類されないもの) | その他の事業サービス業 | 63 (8) < 18 (1) > |
| 3 | 医療, 福祉 | 社会保険・社会福祉・介護事業 | 46 (34) < 7 (4) > |
| 4 | 建設業 | 総合工事業 | 43 (0) < 14 (0) > |
| 5 | 医療, 福祉 | 医療業 | 37 (18) < 2 (2) > |
| 6 | 建設業 | 設備工事業 | 34 (0) < 7 (0) > |
| 7 | 建設業 | 職別工事業(設備工事業を除く) | 28 (0) < 6 (0) > |
| 8 | 宿泊業, 飲食サービス業 | 飲食店 | 27 (8) < 2 (0) > |
| 9 | 運輸業, 郵便業 | 道路旅客運送業 | 19 (2) < 2 (0) > |

労働災害の認定基準となっている労働時間

- ・「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」(運輸業以外では罰則化)

発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働(休日労働を含む。)

- ・「心理的負荷による精神障害」の認定基準

発病直前の連続した2か月間に、1月当たりおおむね120時間以上の時間外労働または発病直前の連続した3か月間に、1月当たりおおむね100時間以上の時間外労働

改正基準では、

「1ヶ月の時間外労働と休日労働の合計時間が100時間未満になるように努める」

上限規制に合わせ改善基準告示も見直し

一般則の条件適用除外、年240時間増に伴う規制の強化



改善基準告示の見直しについて（トラック）

厚生労働省 労働基準局 監督課

1 か月の拘束時間

現行

- ▶ 拘束時間は、1か月について293時間を超えないものとする。
- ▶ ただし、労使協定により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を320時間まで延長することができる。

案

【原則】

- ▶ 拘束時間は、年間の総拘束時間が3,300時間、かつ、1か月の拘束時間が284時間を超えないものとする。

【例外】

- ▶ ただし、労使協定により、年間6か月までは、年間の総拘束時間が3,400時間を超えない範囲内において、1か月の拘束時間を310時間まで延長することができるものとする。この場合において、1か月の拘束時間が284時間を超える月が3か月を超えて連続しないものとし、1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする。

1日の拘束時間

現行

- ▶ 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は16時間とする。この場合において、1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内とする。

案

【原則】

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。）についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、1日についての拘束時間の限度（以下「最大拘束時間」という。）は15時間とする。

【例外】

- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り最大拘束時間を16時間とすることができる。
- ③ ①②の場合において、1日についての拘束時間が14時間を超える回数（※）をできるだけ少なくするよう努めるものとする。
(※) 通達において、「1週間について2回以内」を目安として示すこととする。

1日の休息期間

現行

- ▶ 勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。

案

【原則】

- ① 休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

【例外】

- ② ただし、自動車運転者の1週間における運行がすべて長距離貨物運送（※1）であり、かつ、一の運行（※2）における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合、当該1週間について2回に限り、継続8時間以上とすることができる。この場合において、一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする（※3）。

※1
一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送をいう。

※2
自動車運転者が所属する事業場を出発してから当該事業場に帰着するまでをいう。

※3
一の運行における休息期間のいずれかが9時間を下回る場合には、当該一の運行終了後、継続12時間以上の休息期間を与えるものとする。

運転時間、連続運転時間

現行

《運転時間》

- ▶ 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

《連続運転時間》

- ▶ 連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

案

《運転時間》

- ▶ 現行どおり

《連続運転時間》

【原則】

- ▶ 連続運転時間(1回が概ね連続10分以上(※)で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。以下同じ。)は、4時間を超えないものとする。当該運転の中断は、原則休憩とする。

(※) 通達において、「概ね連続10分以上」とは、例えば、10分未満の運転の中断が3回以上連続しないこと等を示すこととする。

【例外】

- ▶ ただし、サービスエリア、パーキングエリア等に駐車又は停車できないことにより、やむを得ず連続運転時間が4時間を超える場合には、30分まで延長することができるものとする。

例外的な取扱い

案

※ 新設

《予期し得ない事象に遭遇した場合》

- ▶ 事故、故障、災害等、通常予期し得ない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、運転時間（2日平均）、連続運転時間の規制の適用に当たっては、その対応に要した時間を除くことができることとする。
- ▶ 勤務終了後は、通常どおりの休息期間（※）を与えるものとする。

（※）休息期間は、勤務終了後、継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、継続9時間を下回らないものとする。

（具体的な事由）

- ア 運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- イ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ウ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- エ 異常気象（警報発表時）に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となった場合

特例 ①（分割休息）

現行

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ 一定期間は、原則として2週間から4週間程度とし、業務の必要上やむを得ない場合であっても2か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるものとする。

案

- ▶ 業務の必要上、勤務終了後、継続9時間以上（※）の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。
（※）長距離貨物運送に従事する自動車運転者であって、1週間における運行がすべて長距離貨物運送であり、かつ、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合は継続8時間以上
- ▶ この場合において、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続3時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
- ▶ なお、一定期間は、1か月程度を限度とする。
- ▶ 分割は、2分割に限らず、3分割も認められるが、3分割された休息期間は1日において合計12時間以上でなければならないものとする。
- ▶ この場合において、休息期間が3分割される日が連続しないよう努めるものとする。

特例 ②（2人乗務）

現行

- ▶ 自動車運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、最大拘束時間を20時間まで延長することができる。また、休息期間は4時間まで短縮することができる。

案

【原則】

- ▶ 現行どおり

【例外】

- ▶ ただし、当該設備が次のいずれにも該当する車両内ベッド又はこれに準ずるもの（以下「車両内ベッド等」という。）であるときは、拘束時間を24時間まで延長することができる。
また、当該車両内ベッド等において8時間以上の仮眠時間を与える場合には、当該拘束時間を28時間まで延長することができる。
この場合において、一の運行終了後、継続11時間以上の休息期間を与えるものとする。
 - ア 車両内ベッドは、長さ198cm以上、かつ、幅80cm以上の連続した平面であること。
 - イ 車両内ベッドは、クッション材等により走行中の路面等からの衝撃が緩和されるものであること。

特例 ③（隔日勤務、フェリー）

現行

《隔日勤務の特例》

- ▶ 2 暦日における拘束時間は、21 時間を超えてはならないものとする。
- ▶ ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4 時間以上の仮眠時間を与える場合には、2 週間について3 回を限度に、この2 暦日における拘束時間を24 時間まで延長することができるものとする。この場合においても、2 週間における総拘束時間は126 時間（21 時間×6 勤務）を超えることができないものとする。
- ▶ 勤務終了後、継続20 時間以上の休息期間を与えなければならないものとする。

《フェリー特例》

- ▶ フェリー乗船時間は、原則として、休息期間として取り扱うものとする。
 - ▶ 与えるべき休息期間の時間から、フェリー乗船中の休息期間について減ずることができる。
ただし、減算後の休息期間は、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならないものとする（※1）。
- （※1）2人乗務の場合を除く
- なお、フェリー乗船時間が8時間（※2）を超える場合には、原則としてフェリー下船時刻から次の勤務が開始されるものとする。
- （※2）2人乗務の場合には4時間、隔日勤務の場合には20時間

案

《隔日勤務の特例》

- ▶ 現行どおり

《フェリー特例》

- ▶ 現行どおり

改善基準違反による行政処分は変更なし

改正基準告示は、法律ではなく、あくまでも、労働条件に関する基準。そのため、違反しても罰則はない。しかし、違反した場合

- ・ 労働基準監督署は是正指導か勧告
- ・ 運輸局は行政処分（使用停止、事業停止、取消し）

平成30年から使用停止車両割合を全体の最大5割に引き上げ

処分150日車のとき、配置車両数が10両の営業所の場合

- ・ 改正前2両×75日
- ・ 改正後5両×30日

重要

改正労働基準法と改善基準の関係

改善基準の1か月、1年の拘束時間内でも
年間時間外時間は960時間をオーバー

改正前

- 1か月及び1年の最大拘束時間内であれば、残業時間の規制がない
- 時間外労働時間の年間の合算計算は不要

改正後

- 1か月、1年の最大拘束時間以内でも1年960時間を上回る場合がある
- 違反には6か月以下の懲役もしくは30万円以下の罰金
- 時間外労働時間の1年間の合算計算は必須

1か月の原則の拘束時間284時間と最大310時間の場合の時間外労働時間

* 下記の表は1週間の時間を1か月に換算（1か月の時間＝1週間の時間÷7×365÷12）

284時間の例（5:00出勤16:00退勤 休憩1時間 残業2時間、休日週1日）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 労働時間 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | | 60:00 | 260:42 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 6:00 | 26:03 |
| 拘束時間 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 0:00 | 66:00 | 286:46 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 |
| 残業時間 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 10:00 | 0:00 | 20:00 | 86:54 |

310時間の例（5:00出勤17:00退勤 休憩1時間 残業3時間、休日週1日）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 労働時間 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | | 66:00 | 286:46 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 6:00 | 26:03 |
| 拘束時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 0:00 | 72:00 | 312:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 |
| 残業時間 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 11:00 | 0:00 | 26:00 | 120:00 |

1か月の原則の拘束時間284時間と最大310時間の場合の時間外労働時間

* 下記の表は1週間の時間を1か月に換算（1か月の時間＝1週間の時間÷7×365÷12）

284時間の例（5:00出勤16:00退勤 休憩2時間 残業1時間、休日週1日）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 労働時間 | 9:00 | 9:00 | 9:00 | 9:00 | 9:00 | 9:00 | | 54:00 | 234:38 |
| 休憩時間 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | | 12:00 | 52:09 |
| 拘束時間 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 0:00 | 66:00 | 286:46 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 |
| 残業時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 9:00 | 0:00 | 14:00 | 60:50 |

310時間の例（5:00出勤17:00退勤 休憩2時間 残業2時間、休日週1日）

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|
| 労働時間 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | 10:00 | | 60:00 | 260:42 |
| 休憩時間 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | | 12:00 | 52:09 |
| 拘束時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 0:00 | 72:00 | 312:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 |
| 残業時間 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 2:00 | 10:00 | 0:00 | 20:00 | 96:00 |

拘束12時間、1日3時間(5:00出勤17:00退勤)の場合の試算

週休1日の場合

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 | | 1年計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|---|---------|
| 労働時間 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | | 66:00 | 286:46 | | 3432:00 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 6:00 | 26:03 | | 312:00 |
| 拘束時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 0:00 | 72:00 | 312:00 | 非 | 3744:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 | | 2088:00 |
| 残業時間 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 11:00 | 0:00 | 26:00 | 120:00 | 非 | 1440:00 |

隔週休1日の場合

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 | | 1年計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---|--------|---|---------|
| 労働時間 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | | | 262:53 | | 3144:00 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | | 23:54 | | 288:00 |
| 拘束時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 0:00 | | 288:00 | 適 | 3456:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | | 173:48 | | 2088:00 |
| 残業時間 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 11:00 | 0:00 | | 96:00 | 適 | 1152:00 |

週休2日の場合

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 | | 1年計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|--------|---|---------|
| 労働時間 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | | | 55:00 | 238:59 | | 2856:00 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | | 5:00 | 21:43 | | 264:00 |
| 拘束時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 0:00 | 0:00 | 60:00 | 264:00 | 適 | 3168:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 | | 2088:00 |
| 残業時間 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 3:00 | 0:00 | 0:00 | 15:00 | 72:00 | 適 | 864:00 |

拘束13時間、1日4時間(5:00出勤16:00退勤)の場合の試算

週休1日の場合

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 | | 1年計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|---|---------|
| 労働時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | | 72:00 | 312:51 | | 3744:00 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 6:00 | 26:03 | | 312:00 |
| 拘束時間 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 0:00 | 78:00 | 338:55 | 非 | 4056:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 | | 2088:00 |
| 残業時間 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 12:00 | 0:00 | 32:00 | 139:03 | 非 | 1680:00 |

隔週休1日の場合

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 | | 1年計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|---|--------|---|---------|
| 労働時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | | | 286:48 | | 3432:00 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | | 23:54 | | 288:00 |
| 拘束時間 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 0:00 | | 310:40 | 非 | 3720:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | | 173:48 | | 2088:00 |
| 残業時間 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 12:00 | 0:00 | | 112:59 | 非 | 1344:00 |

週休2日の場合

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 | 1か月計 | | 1年計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|-------|--------|---|---------|
| 労働時間 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | | | 60:00 | 260:42 | | 3120:00 |
| 休憩時間 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | | 5:00 | 21:43 | | 264:00 |
| 拘束時間 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 0:00 | 0:00 | 65:00 | 282:25 | 適 | 3384:00 |
| 所定労働時間 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 | 173:48 | | 2088:00 |
| 残業時間 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 4:00 | 0:00 | 0:00 | 20:00 | 86:54 | 適 | 1032:00 |

最大拘束時間6か月と年間残業時間960時間の計算 (所定時間173時間、24日勤務の場合)

- 1か月最大拘束時間**310時間**で6か月

所定労働時間 = 173時間

24日の出勤日数で休憩時間が1時間 = 24時間

1か月の残業時間 = 310時間 - 173時間 - 24時間(休憩) = **113時間**

計 113時間 × 6か月 = 678時間

- 残り6か月

1か月の残業時間 = 960時間 - 678時間 = 282時間 ÷ 6か月 = **47時間**

1か月の拘束時間 = 47時間 + 24時間 + 173時間 = **244時間**

月平均80時間以内、最大月でも100時間、 年間960時間以内が時間管理の目安

- ・月の拘束時間が最大の310時間である場合(24日勤務)でも休憩の設定時間だけで残業時間は変わる。

- ・休憩時間1時間

$$310\text{時間} - 173\text{時間} - 24\text{時間} = 113\text{時間}$$

- ・休憩時間2時間

$$310\text{時間} - 173\text{時間} - 48\text{時間} = 89\text{時間}$$

出勤時間を更に1時間遅らす事ができれば、

$$310\text{時間} - 173\text{時間} - 48\text{時間} - 24\text{時間} = 65\text{時間}$$

1年間の残業時間の集計表を作ろう

期間は2024年4月1日以降の36協定開始月からの12か月

* 所定時間173時間、休憩24日×1時間として

| 氏名 | | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 〇〇 | 拘束時間 | 267 | 277 | 297 | 277 | 287 | 287 | 287 | 307 | 267 | 267 | 287 | 287 | 3394 |
| | 時間外時間 | 70 | 80 | 90 | 80 | 80 | 80 | 90 | 100 | 70 | 70 | 80 | 80 | 970 |
| | 休日労働時間 | | | 10 | | 10 | 10 | | 10 | | | 10 | 10 | 60 |
| | 時間外+休日 | 70 | 80 | 100 | 80 | 90 | 90 | 90 | 110 | 70 | 70 | 90 | 90 | |

1. 時間外は年間最大960時間まで
2. 拘束時間は最大1か月 3 1 0 時間、1年間3,400時間を超えない範囲で年6回まで
3. 284時間を超える月が3か月を超えて連続しないこと
4. 月の時間外、休日労働が100時間未満に努める

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 〇〇 | 拘束時間 | 267 | 277 | 297 | 277 | 287 | 287 | 287 | 307 | 267 | 267 | 287 | 287 | 3394 |
| | 時間外時間 | 70 | 80 | 90 | 80 | 80 | 80 | 90 | 100 | 70 | 70 | 80 | 80 | 970 |
| | 休日労働時間 | | | 10 | | 10 | 10 | | 10 | | | 10 | 10 | 60 |
| | 時間外+休日 | 70 | 80 | 100 | 80 | 90 | 90 | 90 | 110 | 70 | 70 | 90 | 90 | |

本年4月から60時間以上5割増しがスタート 給与明細、賃金台帳への不記載で未払い残業が表面化

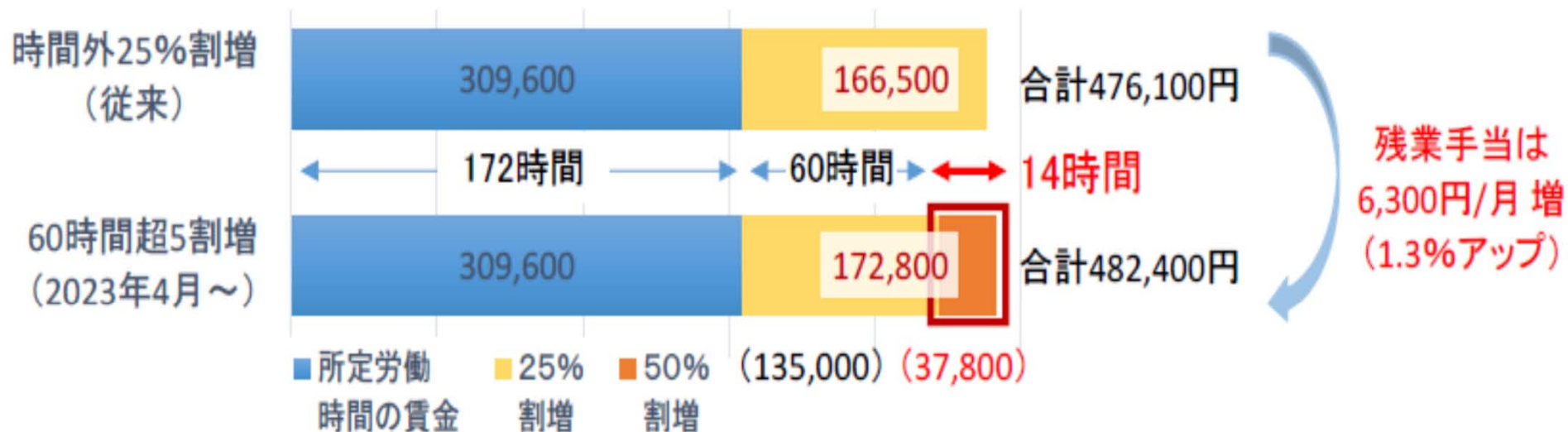
- 会社は給与明細で25%増し、50%増しのそれぞれの額を明記する必要があり、その根拠である時間外労働時間をドライバーに対し説明しなければならない。
- 60時間問題は単に5割増ではなく、これを契機に労働時間を反映していない給与制度そのものの問題となり、ドライバーの未払い請求への引き金となる。
- 未払い額は時効3年分を全ドライバーに清算というとてつもない金額となり、会社の存続は100%不可能である。
- これまでの未払いは、個別的であったが、「集団的紛争」に発展する可能性があり、労働組合結成や外部労組の介入も考えられる。

月々1万円近い会社負担の増加

ポイント解説②

～割増賃金率引き上げの影響～

- ケース試算：時給換算1,800円のドライバー。月の労働時間が246時間、内訳は所定労働時間172時間、時間外労働時間74時間。残業手当はいくら増える？



- 上記のようなドライバーが10人いれば63,000円/月、20人いれば126,000円/月のコスト増となります。

残業未払い金の試算

日当制で1日12,000円支払い、残業が80時間の場合

1. 本人が受け取る給与は1か月30日の月（日曜4回）で $12,000円 \times 26日 = 312,000円$
2. 1時間あたりの時間外単価（割増額） $= 12,000円 \div 8時間 \times 1.25 = 1,875円$
3. 1か月時間外労働時間を $80時間 \times 1875円 = 150,000円$

| | 1年 | 時効3年 | 時効5年 |
|------|-----------|------------|------------|
| 未払い額 | 1,800,000 | 5,400,000 | 9,000,000 |
| 付加金付 | 3,600,000 | 10,800,000 | 18,000,000 |

*時効は2020年4月から3年に
最終的には5年になる

*悪質な場合、同額の付加金

歩合給部分を残業代込みとして支給することは違法です

- 賃金 = 基本給 + 運行時間外手当 (基本給部分および歩合給部分の割増賃金込み)
+ 調整時間外手当
- 運行時間外手当 = (月間運賃収入 + 月間作業収入 - 高速料金 - 車種別控除金額)
× 車種別適用率) → 計算式は歩合給そのもの
- 調整時間外手当 = (労基法が定める) 割増賃金 - 運行時間外手当

※歩合給を上回る残業代が発生してた場合のみ、歩合給を上回った額を支払うということ。

給与制度の改正で「賃金減った」、運送会社の労働者が再び ...

https://article.auone.jp/detail/1/2/2/19_2_r... ▼

ウェブ 2023年2月9日・運送会社 [REDACTED] (大阪市) の運転職労働者6人が2月6日、会社が新しく導入したドライバー向けの賃金規程により賃金が減ったとして、旧規程との差額を求めて大阪地裁に提訴した。労働契約法10条が禁じる同意のない不利益変更にあたり無効だと主張している。

2. 平日に祝日があり土曜日を所定休日としている場合

・パターン1 所定休日を振り返る

| | | 月 | 火 | 所定休日 水祝日 | 木 | 金 | 土 | 法定休日 日 | 計 |
|--------|------|-------|-------|-------------|-------|-------|-------|-----------|-------|
| 出勤時間 | | 4:00 | 4:00 | | 4:00 | 4:00 | 4:00 | | |
| 退勤時間 | | 17:00 | 17:00 | | 17:00 | 17:00 | 17:00 | | |
| 拘束時間 | | 13:00 | 13:00 | | 13:00 | 13:00 | 13:00 | | |
| 休憩時間 | | 1:00 | 1:00 | | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | |
| 労働時間 | | 12:00 | 12:00 | | 12:00 | 12:00 | 12:00 | | 60:00 |
| 所定労働時間 | 100% | 8:00 | 8:00 | | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | 40:00 |
| 時間外時間 | 125% | 4:00 | 4:00 | | 4:00 | 4:00 | 4:00 | | 20:00 |
| 休日出勤 | 135% | | | | | | | | |
| 深夜 | 25% | 1:00 | 1:00 | | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 5:00 |

・パターン2 年次有給休暇もしくは会社待機にする

| | | 有給/待機 | | | | | 所定休日 | 法定休日 | 計 |
|--------|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|------|-------|
| | | 月 | 火 | 水祝日 | 木 | 金 | 土 | 日 | |
| 出勤時間 | | 4:00 | 4:00 | | 4:00 | 4:00 | 4:00 | | |
| 退勤時間 | | 17:00 | 17:00 | | 17:00 | 17:00 | 17:00 | | |
| 拘束時間 | | 13:00 | 13:00 | | 13:00 | 13:00 | 13:00 | | |
| 休憩時間 | | 1:00 | 1:00 | | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | |
| 労働時間 | | 12:00 | 12:00 | 8:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | | 68:00 |
| 所定労働時間 | 100% | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | 8:00 | | | 40:00 |
| 時間外時間 | 125% | 4:00 | 4:00 | 0:00 | 4:00 | 4:00 | 12:00 | | 28:00 |
| 休日出勤 | 135% | | | | | | | | |
| 深夜 | 25% | 1:00 | 1:00 | | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 5:00 |

・パターン3 祝日を所定休日にする

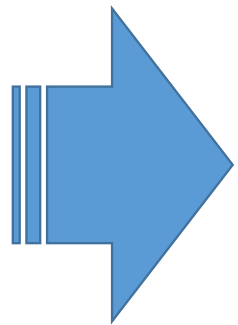
| | | 所定休日 | | | 所定休日 | | 法定休日 | | |
|--------|------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|---|-------|
| | | 月 | 火 | 水祝日 | 木 | 金 | 土 | 日 | 計 |
| 出勤時間 | | 4:00 | 4:00 | | 4:00 | 4:00 | 4:00 | | |
| 退勤時間 | | 17:00 | 17:00 | | 17:00 | 17:00 | 17:00 | | |
| 拘束時間 | | 13:00 | 13:00 | | 13:00 | 13:00 | 13:00 | | |
| 休憩時間 | | 1:00 | 1:00 | | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | |
| 労働時間 | | 12:00 | 12:00 | | 12:00 | 12:00 | 12:00 | | 60:00 |
| 所定労働時間 | 100% | 8:00 | 8:00 | | 8:00 | 8:00 | | | 32:00 |
| 時間外時間 | 125% | 4:00 | 4:00 | | 4:00 | 4:00 | 12:00 | | 28:00 |
| 休日出勤 | 135% | | | | | | | | |
| 深夜 | 25% | 1:00 | 1:00 | | 1:00 | 1:00 | 1:00 | | 5:00 |

勤務毎の労働時間から無駄な時間を削減する

- A運転手は、早朝3時からの仕事だったが、「寝過ぎを避けるに為に」(本人)前日の夜9時頃に倉庫まで回送し、近くで車内仮眠をとっていた。
- ある日、代理人弁護士から夜9時以降の労働時間に対する過去3年間の残業代支払いを求める内容証明が届いた。
(1日6時間×1,400円×3年900日=756万円) + 付加金=1,512万円
- 内容証明では点呼、デジタコデータ、運転日報、タイムカード等の提出も求めている。
- 社長は「本人の都合であって、仕事はあくまで早朝3時からであるから支払う義務はない、資料も出さない」と主張している。

ドライバー任せでは時間管理はできない

出勤時間、退勤時間、休憩時間はすべてドライバー任せであっても点呼簿、デジタコやタイムカード等が労働時間の客観的証拠。



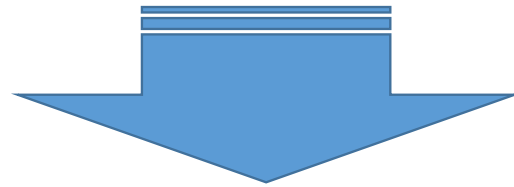
業務とは無関係な時間までもが労働時間に算入され、使用者がその結果に“NO”と言えない

労働時間の定義を知ろう

- 労働時間とは労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいう。
- 手待時間・睡眠時間など実際に労働していない時間であっても、完全に使用者の指揮・命令から自由であるかどうかで労働時間の判断。

①出勤時間の指示ができていないか

・指示できていない場合は、会社がその出勤時間を暗黙で認めていたことになり、全て労働時間で算出される。



- ・退勤点呼時及び出勤点呼時に出勤予定時間を本人確認
- ・デジタコデータに勝るのは会社指示を本人が了解した証拠
- ・点呼は出勤指示時間に実施、できない場合は厳しく指導

② 労働時間から外す事ができる「手空き時間」

1. 駐車して車両から離れることができる。
2. 車両(貨物)の監視義務を課していない。
3. 労働から離れて自由に利用できる。(構内に居ること等の指示は可能)
4. 次の作業時間が決まっている。(その時間までは自由な時間)

③ 休憩時間は1時間とは限らない

労働基準法34条

「使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならない。」



上限は定めておらず、1回10分以上で3分割まで可能

4. 変形労働時間制

1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲内で特定された週において40時間、特定された日において8時間を超えて、労働させることができる。

- * 1年間の変形労働時間制 1年間を平均して週40時間1日8時間以内
- * 1か月の変形労働時間制 1か月を平均して週40時間8時間以内

- ▶変形労働時間制は運送会社にとって便利な制度であるが、1か月前の勤務予定の明示や連続勤務の制限など導入条件があり、
まずは4週40時間制を徹底して試みることからスタート

労働時間管理のまとめ

1. ドライバー任せの労働時間を会社主導で適正化する
2. 出勤時間、休憩時間、退勤時間、休養時間等の見直しを行い、会社の指示を明確にし、遵守させる
3. 残業時間が時間外手当として正確に反映する給与制度に移行し、労働時間問題を労使共通の課題とする
4. 荷主、元請けに対し、不適切な労働時間待ち時間や待機時間の見直しを求める

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況（令和3年）

1 監督指導の状況

- (1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の（ ）内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

| 業種 \ 事項 | 監督実施 事業場数 | 労働基準関 係法令違反 事業場数 | 主な違反事項 | | |
|---------------|--------------|------------------------|------------------|---------------|----------------|
| | | | 労働時間 | 時間把握 | 割増賃金 |
| トラック | 3,037 | 2,465 (81.2%) | 1,443 (47.5%) | 214 (7.0%) | 604 (19.9%) |
| バス | 103 | 66 (64.1%) | 24 (23.3%) | 8 (7.7%) | 13 (12.6%) |
| ハイヤー・ タクシー | 266 | 230 (86.5%) | 83 (31.2%) | 27 (10.0%) | 73 (27.4%) |
| その他 | 364 | 293 (80.5%) | 150 (41.2%) | 32 (8.8%) | 111 (30.5%) |
| 合計 | 3,770 | 3,054 (81.0%) | 1,700 (45.1%) | 281 (7.5%) | 801 (21.2%) |

- (2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

| 業種 \ 事項 | 監督実施 事業場数 | 改善基準 告示違反 事業場数 | 主な違反事項 | | | | |
|---------|--------------|----------------------|----------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | 総拘束 時間 | 最大拘束 時間 | 休息期間 | 最大運転 時間 | 連続運転 時間 |
| トラック | 3,037 | 1,754 (57.8%) | 983 (32.4%) | 1,314 (43.3%) | 953 (31.4%) | 641 (21.1%) | 910 (30.0%) |

運賃値上げ交渉の環境は変化している。(2022年12月日経より)

公正取引委員会は27日、下請け企業などとの間で原燃料費や人件費といったコスト上昇分を取引価格に反映する協議をしなかったとして佐川急便や全国農業協同組合連合会（JA全農）、デンソーなど13社・団体の名前を公表した。こうした行為は独占禁止法の「優越的地位の乱用」に該当する恐れがある。

下請け側が価格転嫁を要請していなくても、立場の強い発注側が自発的に協議するよう求め、社名公表に踏み切った。中小企業の経営を安定させ、賃上げや成長投資につながる狙いがある。

13社・団体はほかに▽[三協立山](#)▽大和物流▽東急コミュニティー▽[豊田自動織機](#)▽[トランコム](#)▽ドン・キホーテ▽日本アクセス▽丸和運輸機関▽[三菱食品](#)▽三菱電機ロジスティクス。公取委は法令違反を認定したわけではないと説明している。

独禁法の運用方針は①受注企業と発注企業の価格交渉の場で価格転嫁の必要性について協議しない、または②価格転嫁の要請があったのに拒否し、その理由を回答しない——のいずれかの場合取引価格を据え置けば「優越的地位の乱用」に該当する恐れがあると明記する。

公取委が公表した事業者一覧

| |
|-------------|
| 佐川急便 |
| 三協立山 |
| 全国農業協同組合連合会 |
| 大和物流 |
| デンソー |
| 東急コミュニティー |
| 豊田自動織機 |
| トランコム |
| ドン・キホーテ |
| 日本アクセス |
| 丸和運輸機関 |
| 三菱食品 |
| 三菱電機ロジスティクス |

ありがとうございました。2023年4月から5割増し。

労働時間管理・給与制度改正は待ったなしです。

運輸事業の賃金・労務時間の「適法化サポート」

ムロタ社会保険労務士事務所